

平成 30 年度介護保険料の改定について

介護保険料は、市町村の介護保険事業計画に定める介護サービスの利用見込み量等に基づき、3年に一度改定されることになっています。平成30年度から平成32年度の保険料（年額）は、下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、第1段階から第9段階に分かれ、基準日（4月1日または資格取得日）現在の世帯の状況や、住民税課税の有無などをもとに、段階が決められます。

▼ 平成 30 年度介護保険料段階表（第 1 号被保険者）

| 所得段階 | 対象となる方 | | | 保険料 (年額) |
|------|-------------------------------|-----------------------|---------------------------------|-------------|
| 第1段階 | 生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 | | | 31,100円 |
| 第2段階 | 本人が 住民税 非課税 | 世帯全員が 住民税非課税 | 本人年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下 | |
| 第3段階 | | | 本人年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下 | 51,900円 |
| 第4段階 | | | 本人年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える | 51,900円 |
| 第5段階 | 本人が 住民税 課税 | 住民税課税世帯 | 本人年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下 | 62,200円 |
| 第6段階 | | | 本人年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える | 69,100円 |
| 第7段階 | 本人が 住民税 課税 | 合計所得金額が120万円未満 | | 83,000円 |
| 第8段階 | | 合計所得金額が120万円以上200万円未満 | | 89,900円 |
| 第9段階 | | 合計所得金額が200万円以上300万円未満 | | 103,700円 |
| | | 合計所得金額が300万円以上 | | 117,500円 |

《介護保険法の改正》

介護保険料の段階を判定する合計所得について、次の点が変更となりました。

- ◇ 合計所得金額のうち、土地等を譲渡した際の譲渡所得については、租税特別措置法に規定される特別控除額を控除した後の額を用いる。
- ◇ 合計所得金額から、年金収入に係る所得を控除した額を用いる。
- ◇ 第6号段階から第9号段階の境目となる合計所得金額を、それぞれ120万円・200万円・300万円として定める。

《介護保険料の決定通知について》

前年の所得が確定し、住民税が決定された後に平成30年度の介護保険料が算定されます。

- ◆ **普通徴収（納付書払いや口座振替）の場合**・・・7月に通知
 - ◇ 前年の12月以降に第1号被保険者に該当した方（65歳に達する方）や転入された方については、平成30年4月からの年金引き落としが間に合いませんので、必要に応じて納付書や口座振替の方法で納付していただきます。
 - ◇ その他の理由で、年金からの引き落としができない方にも通知します。
- ◆ **年金特別徴収（年金からの引き落とし）の場合**・・・8月に通知
 - ◇ 平成30年4月1日現在、第1号被保険者に該当し18万円以上の年金を受給されている方については、原則10月年金からの引き落としが開始されます。10月年金以降の徴収額を通知します。

問い合わせ先

介護保険料について……………税務課 課税グループ ☎ 62-8127 FAX 62-5155
 介護サービスについて…保健福祉課 高齢者福祉グループ ☎ 62-3166 FAX 62-0202